

置戸町関係機関職員を対象とした成年後見制度に関する状況等調査 集約結果

1. 調査目的

本調査は、置戸町における成年後見制度に関する現状や課題等を把握し、成年後見制度利用促進に向けた取り組みへの示唆を得ることを目的に実施しました。

2. 調査対象機関（順不同）

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 医療機関 | (退院調整看護師 2名) |
| (2) 訪問看護事業所 | (管理者 1名) |
| (3) 認知症高齢者グループホーム | (管理者・計画作成担当者 各2名) |
| (4) 特別養護老人ホーム | (生活相談員・介護支援専門員 各1名) |
| (5) 養護老人ホーム | (生活相談員・介護支援専門員 各1名) |
| (6) 訪問介護事業所 | (サービス提供責任者 1名) |
| (7) 通所介護事業所 | (生活相談員 1名) |
| (8) 社会福祉協議会 | (相談担当者等 1名) |
| (9) 地域包括支援センター | (保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 各1名) |
| (10) 居宅介護支援事業所 | (主任介護支援専門員 1名) |
| (11) 置戸町役場 | (社会福祉係担当職員 1名) |
| (12) ケースワーカー | (オホーツク総合振興局 1名) |
| (13) 北見地域基幹相談支援センター | (相談支援専門員 1名) |

3. 調査実施期間

令和4年8月1日（月）～令和4年8月19日（金）

4. 調査回答結果

調査対象機関（対象者）	配布数 (対象者数)	回答数	回答率 (%)
①医療機関職員 (退院調整看護師)	2	2	100
②訪問看護事業所 (管理者)	1	1	100
③認知症高齢者グループホーム (管理者・計画作成担当者)	4	4	100
④特別養護老人ホーム (生活相談員・介護支援専門員)	2	2	100
⑤養護老人ホーム (生活相談員・介護支援専門員)	2	2	100
⑥訪問介護事業所 (サービス提供責任者)	1	1	100
⑦通所介護事業所 (生活相談員)	1	1	100
⑧社会福祉協議会 (相談担当者等)	1	1	100
⑨地域包括支援センター (保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)	3	3	100
⑩居宅介護支援事業所 (主任介護支援専門員)	1	1	100
⑪置戸町役場 (社会福祉係担当職員)	1	1	100
⑫ケースワーカー (オホーツク総合振興局)	1	1	100
⑬北見地域基幹相談支援センター (相談支援専門員)	1	1	100
合 計	21	21	100

設問 2. 権利擁護の観点から不安や困難さを感じる（または感じた）ことはありますか

回答	回答数	割合 (%)
ある	18	85.71
ない	3	14.29
計	21	100

設問 2-1 （設問 2 で「ある」と回答した方）貴事業所等の対象者に、以下に該当する事案はありますか（またはありましたか）（該当する番号すべてを選択、または自由記載欄に記載）

【契約等に関すること】

	医療機関職員	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	訪問介護事業所	通所介護事業所	社会福祉協議会	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	置戸町役場	ケースワーカー（振興局）	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	5	0	19	11	6	1	2	0	1	1	1	2	0	49
①本人は理解力の低下から給付金などの各種申請を行うことが難しい	2		3	1	2	1	1		1	1	1	1		14
②本人に代わって各種契約手続きや財産管理を行っている（または行ったことがある）	1		2	1										4
③医療機関やサービス事業所等から本人や家族に代わって署名や捺印を求められるので記入している（または記入したことがある）			3	2	1									6
④本人に代わって職員がケアプランや入院計画等に同意し署名している（したことがある）	1		3	2	1									7
⑤本人に代わって入院や施設入所の手続きを行っている（行ったことがある）			3	2	2									7
⑥本人に代わって職員が自宅の鍵を預かっている（または預かったことがある）	1		4	2			1							8
⑦本人は相続手続き、土地や住宅の名義変更が未了だが理解力の低下により手続きが難しいため放置されている			1	1								1		3

【金銭管理に関すること】

	医療機関職員	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	訪問介護事業所	通所介護事業所	社会福祉協議会	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	置戸町役場	ケースワーカー（振興局）	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	6	0	9	5	3	3	1	0	6	3	0	2	0	38
⑧本人は理解力の低下により、たびたび電気料金や家賃の支払いを滞納する（またはその可能性が強まっていると感じる）	1			1		1						1		4
⑨本人は理解力の低下により、たびたび医療費やサービス利用料金を滞納する（またはその可能性が強まっていると感じる）	1			1										2
⑩本人は理解力の低下により、銀行ATMの操作が難しくなってきた（すでに難しい）、または預貯金の払い戻しが難しくなってきた（すでに難しい）ので、一緒に窓口等へ行って手続きの支援をしている（またはしたことがある）	1		1			1								3
⑪本人は理解力の低下により、銀行ATMの操作が難しくなってきた（すでに難しい）、または預貯金の払い戻しが難しくなってきた（すでに難しい）ので、本人に代わってATMの操作や預金の引き出しを行っている（または行ったことがある）			1											1
⑫本人から通帳や印鑑、お金が無くなった、取られたと言われるのでトラブルに巻き込まれるのではないかと強い不安を感じる			2	1	1					1				5
⑬家族が本人の年金等（財産）を使い込んでしまう（または家族の生活費に充てられている）ので、本人の生活費やサービス利用料金が不足する（または不足したことがある）	1		3	1		1	1		2	1				10
⑭本人は金銭管理能力に乏しく、金融機関や消費者金融、知人等から借金を繰り返してしまう									3					3
⑮親族や身元引受人に連絡がつかない（またはつきにくい）。不安定な協力者であり支援の方向性の決定や支払い等に不安がある（または支払いが滞る）	2		2	1	2				1	1		1		10

【意思決定支援、家族支援等に関すること】

	医療機関職員	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	訪問介護事業所	通所介護事業所	社会福祉協議会	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	置戸町役場	ケースワーカー（振興局）	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	13	0	16	17	10	1	3	0	10	10	3	2	0	85
⑯家族等がいないと入院や施設入所等ができないと言われ困った	1								1					2
⑰保証人・身元引受人がいないと入院や施設入所ができないと言われ困った				1					1	1				3
⑱協力を願える親族がおらず入院や施設入所受け入れに迷う（または必要以上に時間を要した）	2		1	1	2				1	1		1		9
⑲協力を願える親族がいなくため入院や施設入所受け入れを断った				1										1
⑳親族、身元引受人は高齢であり、近い将来、協力を願うことが難しくなると感じている	1		1	2	2		1		1	1	1	1		11
㉑認知症や知的障がい等の本人を全面的に支えてきた家族等が急にいなくなってしまうと、たちまち本人の生活は難しくなると考えられる	2		1	1		1	1		1	1	1			9
㉒本人が入院した際に、協力してくれる家族等がいないので、職員が衣類や日用品を用意したり洗濯を行っている（または行ったことがある）	1		4	2	2					1				10
㉓本人は理解力が低下しており自分の意思をうまく伝えられないので、日常生活に必要な判断全般を職員が行っている（または行ったことがある）			2	2	1		1							6
㉔認知症や知的障がい等の本人を支える家族（配偶者等）も、同様に認知症や知的障がいである				2					2	1				5
㉕対象者は認知症・知的障がい等で独居、かつ子ども・親族がいなく（または疎遠である）ので、急遽な入院や死去の際のことを考えると強い不安がある	2		3	1						1				7
㉖本人の理解力は乏しく、かつ日常や今後の生活を検討するうえで相談できる親族等がいなく（または疎遠であり相談する関係にない）	2		1	2					1	1				7
㉗本人死亡後の各種手続きや対応を誰が行うのか決まっていなく（または決めることが難しい）	2		2	1	2				1	1				9
㉘家族等に代わって職員が（または機関として）保証人を引き受けている（または引き受けたことがある）					1									1
㉙家族等に代わって職員が（または機関として）身元引受人となっている（なっていたことがある）			1	1										2
㉚本人の意思を尊重したいが、家族等の意見が強いためどうしても家族等の意向に傾倒した支援（ケアプラン作成を含む）となってしまう									1	1	1			3
㉛該当する項目は特になく														0

③自由記載

【医療機関職員】

- ・家族が道外在住の高齢者で、地元で協力を得られる方が他におらず、入院中に必要な物品の準備が整うまでかなりの日数がかかったことがあった。
- ・後見人が成立した後、死後の手続き等は行いが、医療行為同意の相談を拒否されたケースがあった。
- ・身体不自由があり、使用するオムツ購入を業者と本人と契約の場面に立ち合い、親族（遠方）が来るまでの1ヶ月間の支払いを本人から金銭をあずかり、代行したことがあった。
- ・後見人選任までに時間がかかり、その間金銭管理等だれがどのように行うかが決まらず放置状態になっていたこともあった。

【認知症高齢者グループホーム】

- ・入退所時、特に退所時に家族が近くにいない、また、家族からの充分協力が得られないときの、その後の判断。

【特別養護老人ホーム】

- ・医療行為の判断。入院申込書の連帯保証人欄
→緊急時連絡先は、当施設の施設長としているが、連帯保証人欄は、基本別世帯とされているため、医療機関に事情を説明しどちらも当施設の施設長とした。

【居宅介護支援事業所】

- ・認知症高齢者を支える家族がいても、その家族も理解力や判断力に不安がある。知的障害等の診断は受けておらず、家族本人の認識も乏しい。→成年後見等の相談に結びつけづらい。

【地域包括支援センター】

- ・一人娘が認知症の母の金銭管理を行ってきたが、元々家族関係悪く、喧嘩をした後、一斉関わりを持っていない（通帳を全て返した）。母は認知症との自覚なく、介護サービスの利用拒否。
- ・アルコール依存症の夫。本人は金銭管理能力なく、借金をし、最終的に認知症となる。子は知的障害。もう1人はキャバ狭め。
- ・夫婦共に認知症であり、共に困り感ない。近所や家族は困っているが、本人達は困っていない。プライドが高いため、介入が難しい。妻の認知機能低下は著しいため、夫がいなくなると生活が難しい。

設問2-2 貴事業所（事業所・施設・医療機関）が支援している（または貴医療機関・施設に入院・入所している）方の中で、令和4年8月1日現在、上記設問2-1に該当する対象者数（実数）をお聞かせください。※機関による重複回答を含む

	医療機関職員	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	訪問介護事業所	通所介護事業所	社会福祉協議会	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	置戸町役場	ケースワーカー（振興局）	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	0	0	67	85	188	5	71	2	3	27	11	2	0	461
①本人は理解力の低下から給付金などの各種申請を行うことが難しい			19		13	1	6			20	2			61
②本人に代わって各種契約手続きや財産管理を行っている（または行ったことがある）			2											2
③医療機関やサービス事業所等から本人や家族に代わって署名や捺印を求められるので記入している（または記入したことがある）			3											3

④本人に代わって職員がケアプランや入院計画等に同意し署名している（したことがある）			7												7
⑤本人に代わって入院や施設入所の手続きを行っている（行ったことがある）			2		75										77
⑥本人に代わって職員が自宅の鍵を預かっている（または預かったことがある）			6	1			3								10
⑦本人は相続手続き、土地や住宅の名義変更が未了だが理解力の低下により手続きが難しいため放置されている															0
⑧本人は理解力の低下により、たびたび電気料金や家賃の支払いを滞納する（またはその可能性が強まっていると感じる）						1									1
⑨本人は理解力の低下により、たびたび医療費やサービス利用料金を滞納する（またはその可能性が強まっていると感じる）															0
⑩本人は理解力の低下により、銀行 ATM の操作が難しくなってきた（すでに難しい）、または預貯金の払い戻しが難しくなってきた（すでに難しい）ので、一緒に窓口等へ行って手続きの支援をしている（またはしたことがある）			1			1									2
⑪本人は理解力の低下により、銀行 ATM の操作が難しくなってきた（すでに難しい）、または預貯金の払い戻しが難しくなってきた（すでに難しい）ので、本人に代わって ATM の操作や預金の引き出しを行っている（または行ったことがある）															0
⑫本人から通帳や印鑑、お金が無くなった、取られたと言われるのでトラブルに巻き込まれるのではないかと強い不安を感じる			2		5					2					9
⑬家族が本人の年金等（財産）を使い込んでしまう（または家族の生活費に充てられている）ので、本人の生活費やサービス利用料金が不足する（または不足したことがある）				2		1	3	1	1	1					9
⑭本人は金銭管理能力に乏しく、金融機関や消費者金融、知人等から借金を繰り返してしまう									1						1
⑮親族や身元引受人に連絡がつかない（またはつきにくい）。不安定な協力者であり支援の方向性の決定や支払い等に不安がある（または支払いが滞る）					2										2
⑯家族等がいないと入院や施設入所等ができないと言われ困った															0
⑰保証人・身元引受人がいないと入院や施設入所ができないと言われ困った															0
⑱協力を願える親族がおらず入院や施設入所受け入れに迷う（または必要以上に時間を要した）					1										1
⑲協力を願える親族がいないため入院や施設入所受け入れを断った															0

②⑩親族、身元引受人は高齢であり、近い将来、協力を願うことが難しくなると感じている					1		4				3	2		10
②⑪認知症や知的障がい等の本人を全面的に支えてきた家族等が急にいなくなってしまうと、たちまち本人の生活は難しくなると考えられる						1	54			4	5			64
②⑫本人が入院した際に、協力してくれる家族等がないので、職員が衣類や日用品を用意したり洗濯を行っている（または行ったことがある）			15		76									91
②⑬本人は理解力が低下しており自分の意思をうまく伝えられないので、日常生活に必要な判断全般を職員が行っている（または行ったことがある）			5	80	12		1							98
②⑭認知症や知的障がいの本人を支える家族（配偶者等）も、同様に認知症や知的障がいである				1			1	1						3
②⑮対象者は認知症・知的障がい等で独居、かつ子ども・親族がいらない（または疎遠である）ので、急遽な入院や死去の際のことを考えると強い不安がある			3											3
②⑯本人の理解力は乏しく、かつ日常や今後の生活を検討するうえで相談できる親族等がいらない（または疎遠であり相談する関係にない）				1										1
②⑰本人死亡後の各種手続きや対応を誰が行うのか決まっていない（または決めることが難しい）			1		2									3
②⑱家族等に代わって職員が（または機関として）保証人を引き受けている（または引き受けたことがある）					1									1
②⑲家族等に代わって職員が（または機関として）身元引受人となっている（なっていたことがある）			1											1
③⑩家族等に代わって職員が（または機関として）身元引受人となっている（なっていたことがある）										1				1
③⑪該当する項目は特にない														0

設問 2－3. 貴職が現在関わっている（または過去に関わったことのある）対象者のうち、設問 2－1 に記載された事例に当てはまる対象者で助言や具体的な相談対応を必要とする（希望する）ケースはありますか。※事業所による重複回答を含む

- ①今は特に必要としない（希望しない 件数：10件）
- ②希望する
- A すぐに相談したい （件数：0件）
- B 1か月以内に相談したい （件数：0件）
- C 3か月以内に相談したい （件数：0件）
- D 特に希望時期はないが、ゆくゆくは相談したい（件数：8事業所 対象者13件）
（または相談した方が良いのではないかと感じている）

設問3 「成年後見制度」に関する主な制度概要について、あなたの理解度（どの程度説明できるか）をお聞かせください。（該当する項目1つを選択）

	医療機関職員	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	訪問介護事業所	通所介護事業所	社会福祉協議会	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	置戸町役場	ケースワーカー（振興局）	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	2	1	4	2	2	1	1	1	2	1	2	1	1	21
①制度を熟知しており、説明ができる									1		1			2
②名称や概要は知っているが、説明はできない（説明に不安がある）	2	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
③名称を聞いたことがある				1	1									2
④聞いたことがない（わからない）														0
⑤無回答														0

設問4 成年後見制度の利用が進まない理由はどのようなことだと思いますか（該当する番号すべてを選択）

	医療機関職員	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	訪問介護事業所	通所介護事業所	社会福祉協議会	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	置戸町役場	ケースワーカー（振興局）	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	10	1	8	5	8	8	4	4	17	2	4	2	7	80
①後見人がいなくても家族・親族がいるから	1	1	2	1		1	1		2	1			1	11
②どういうときに利用して良いかわからないから			3		1	1	1	1	2				1	10
③漠然とした不安はあるが、具体的な困りごとになっていないから	1		1			1	1	1	1				1	7
④手続き全般が大変そうだから			1	1	1				1	1			1	6

⑤成年後見制度に使われる用語 （（例）申立、代理権、身上保護、法定後見など）が難しく感じられるから	1			1	2	1	1		1		1	1	1	10
⑥成年後見制度に関わる専門職や機関の敷居が高く感じられるから	1					1			1					3
⑦他人（家族を含む）に財産などを任せることについて本人が理解しないから（拒否や抵抗含む）	1				1	1		1	2		1			7
⑧成年後見制度が必要と判断されるが、家族等周囲に利用意思がないから（親族や知人が反対するなど）	1		1						1				1	4
⑨利用申請（申立）を行う人がいないから	1			1					1					3
⑩本人の利用意思が定まるまでに時間がかかる、または気持ちの揺らぎがあり利用決定に至らないから	2											1		3
⑪利用申請（申立）のために必要な書類等の作成が難しく、準備できないから	1								2		1			4
⑫成年後見の利用申請（申立）費用を工面するのが困難だから														0
⑬利用申請や利用中の費用がどのくらいかかるか不明瞭だから				1	2	1			3				1	8
⑭本人の財産額が少なく後見人への報酬支払いが困難だから					1									1
⑮家庭裁判所への利用申請（申立）に抵抗感があるから						1					1			2
⑯信頼できる後見人が見当たらないから								1						1

⑰自由記載

（自由記載）

【認知症高齢者グループホーム】

- ・具体的な周知がなされていない
- ・成年後見制度自体も、専門職以外にはあまり知られていないと感じられる

【地域包括支援センター】

- ・制度の周知がされていない
- ・申立及び費用面と２段階のハードルがあり、いずれも一般人にとっては高い

設問5 すべての方にお伺いします。貴職は「成年後見制度利用支援事業」を知っていますか。

	医療機関職員	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	訪問介護事業所	通所介護事業所	社会福祉協議会	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	置戸町役場	ケースワーカー（振興局）	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	2	1	4	2	2	1	1	1	3	1	1	1	1	21
①事業内容について理解している（人に説明できる）									1		1			2
②事業を知っており、内容についてもある程度理解している（ある程度説明できる）	1		3	1	1			1	2			1	1	11
③聞いたことはあるが、どのような事業か十分にわからない（十分に説明できない）	1	1	1	1	1	1	1			1				8
④知らない（わからない）														0
⑤無回答														0

設問6 置戸町における権利擁護支援に関する今後の取り組み等についてご要望等がありましたらお聞かせください。

（自由記載）

【医療機関職員】

- ・後見開始の審判前の保全処分の申立てを行い、対応に困らないように整えてほしいです。

【高齢者グループホーム】

- ・積極的な情報と収集

【地域包括支援センター】

- ・制度の周知。制度利用の対象となる方の気づきができるような学習。制度の担い手を育てる。
- ・1次相談窓口には知識のある職員が配置され、成年後見に関する相談は積極的に持って行ってほしい（介入してきてほしい）

【社会福祉協議会】

- ・後見制度は本人や本人の家族が本人（被後見者）になり替わって判断や手続き、管理を行ってもら制度と思う。どうしても身近に不安を感じない、もしくは認知できない方が多いので要望も今一つである。パンフや説明会などの機会を増やすことが重要と思う。